

令和2年大口町教育委員会12月定例会議

令和2年12月23日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第13号 大口町社会教育審議会規則の制定について

議案第14号 大口町文化財保護条例施行規則の一部改正について

議案第15号 大口町立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

議案第16号 大口町学校給食献立委員会規程の一部改正について

議案第17号 大口町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第18号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

日程第4 報告事項

陳情について

日程第5 連絡事項

- (1) 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- (2) 小中学校卒業式出席者一覧表について
- (3) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (4) 各課からの連絡について

日程第6 その他

出席者

| | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 長 屋 孝 成 | 教育長職務代理者 | 水 谷 恵 子 |
| 委 員 | 丹 羽 茂 文 | 委 員 | 鈴 村 由布子 |
| 委 員 | 舟 橋 由 治 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------------|---------|------------------|---------|
| 生涯教育部長兼 学校教育課長 | 社 本 寛 | 学校教育課主幹兼 指導主事 | 江 口 孝一郎 |
| 学校教育課長 補佐兼指導主事 | 實 松 大 祐 | 学校教育課長補佐 | 兼 松 昌 史 |
| 学校給食センター 主幹兼所長 | 江 口 靖 史 | 生涯学習課長 | 丹 羽 武 弘 |
| 町史編さん室次長 | 木 浪 浩 行 | 図書館主任 | 廣 瀬 淳 二 |

◎開会

○長屋教育長 おはようございます。

定刻になりましたので、これから始めます。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達していますので、これから12月定例会を開始します。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時30分)

◎日程第1 教育長報告

○長屋教育長 日程第1、教育長報告。

先般の11月26日以降のことについて、諸案件、報告させていただきます。

まず、長年児童・生徒の健康、安全面で御尽力をいただきました耳鼻科の小林先生、そして歯科医の伊藤先生に感謝状をお渡ししました。

長い2学期、1年がもうすぐ終わろうとしておりますが、本当にコロナに翻弄された1年ではなかったかなと思っております。

現在、愛知県の第3波ということで猛威を振るっているわけですがけれども、最近各学校、児童・生徒からの感染状況の報告はなく、本日をもって第2学期が無事終了しようという、そういう状況でございます。

とりわけ最近の新聞、あるいはテレビのニュースを見ておきますと、毎日毎日コロナで始まりコロナで終わるような毎日でありますけれども、それでも12月17日のニュースで、文部科学大臣と財務大臣との折衝の件が載っております、2021年度から5年間をかけて、学級編制でその基準、小学校は全て35人学級に引き下げるという明るい報道がありました。

コロナ禍で、関連予算が大幅に伸びておる中で、教育関係者、あるいは児童・生徒、保護者にとって大変このことについては明るいニュースでございまして、今後の閣議決定等に注目していきたいなと思っております。

また、12月初旬は全国人権週間がございました。本年度も大口町の人権擁護委員さん方が各小学校を巡回していただきまして、全小学校4年生全員にLGBTを題材にした創作劇を通して人権教育をしていただきまして、大変よかったなあと思っております。

なお、児童・生徒の文化的な面の活躍で、先般、大口西小学校の5年生の児童が日本新聞協会の大きなコンクールで賞をいただいて、大口の子も育っているなということで記事が載っておりますので、また御一読いただければと思っております。

それから、昨日、丹波地方教育事務協議会の幹事会がありました。その中で、情報交換とし

ましては、次のようなことを話題にしました。

1つは、今問題になっている印鑑、押印の件について見直しをしていくということ。

それから、修学旅行について、大体丹葉地区の各小・中学校は実施できたと思っておりますけれども、今後、来年度に向けてキャンセル料をどういうふうにしていくのかということ。

なお、この件については、大口町は公費で持つという方向で動いております。

それから働き方改革ということで、変形労働時間制が上がってきているわけですが、これの条例化等をどうしていくのかということになりました。現在のところ、条例制定化に向けてはなかなか難しいのではないかなと思っております。

それから、タブレットも既に全員に配付された地区もありましたけれども、大口町は今年度の3月末までには全児童・生徒に行き渡るわけですが、事業を進めていくリモート関係で、多分著作権料などが問題になってくるということで、この費用をどうしていくかという話も出てきました。

大口町につきましては公費で負担をしていくという方向で今進めているところであります。

報告事項につきましては以上で終わります。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 続きまして、日程第2、議事録署名者の指名をします。

議事録署名者には、水谷恵子教育長職務代理者と丹羽茂文委員を指名しますので、お願いいたします。

◎日程第3 議 題

議案第13号 大口町社会教育審議会規則の制定について

○長屋教育長 では、日程第3、議題に入ります。

議案第13号 大口町社会教育審議会規則の制定について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽生涯学習課長 生涯学習課より説明をさせていただきます。

議案第13号 大口町社会教育審議会規則の制定について。

大口町社会教育審議会規則を別紙のように定めるものとする。令和2年12月23日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、規則の所管を町長部局から教育委員会へ変更すること及び社会教育審議会の会議において、書面審議に関する規定を整備するため、この規則を制定するため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、規則が第1条から第9条まで定めておりますが、こちらについ

ては、提案説明がありましたように、所管といたしますか設置自体が町長部局にずっとあったということが判明したため、このたび新規に教育委員会規則に定めるものでございます。

新規の規則でございますので、簡単に内容等々を説明させていただきます。

まず第2条では、審議事項として青少年教育、成人教育から、(6)のその他の社会教育振興に関すること、全般に定める内容を定めております。

それから、第3条から第6条までは組織、それから役員、それから会議等を定めてございます。

そして、第7条では、提案説明にありましたように、書面審議といたしまして、時間的余裕がないときとか、今回のコロナウイルスの関係で、こういった会議の形態が取れない、こういったようなときに、書面にて審議をすることが可能にできる内容を加えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 補足説明ということで、この規則が制定された年度と、それから教育委員会制度が成立をした年度が違っておまして、教育委員会制度が成立したのはその後、制定の後だったから、今までこういうことを見過ごしてきたということでもあります。

それでは質疑を終わります。議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

議案第14号 大口町文化財保護条例施行規則の一部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第14号 大口町文化財保護条例施行規則の一部改正について。事務局、説明をお願いします。

○丹羽生涯学習課長 続きまして、生涯学習課が説明をいたします。

議案第14号 大口町文化財保護条例施行規則の一部改正について。

大口町文化財保護条例施行規則を別紙のように定めるものとする。令和2年12月23日提出。
大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、審議会等の会議において、書面審議に関する規定を整備することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、こちらは、第11条のところで、先ほどの第13号で説明したとお

り、書面審議の内容を定めてあるものでございます。

説明といたしましては以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この案件につきまして、質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終了します。

議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

議案第15号 大口町立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第15号 大口町立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について。事務局、お願いします。

○江口学校給食センター主幹兼所長 給食センターから議案第15号の説明をさせていただきます。

議案第15号 大口町立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について。

大口町立学校給食センター運営委員会規則を別紙のように定めるものとする。令和2年12月23日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは審議会等の会議において、書面審議に関する規定を整備することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、1ページですけれども、大口町立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則ということで、大口町立学校給食センター運営委員会規則（平成9年大口町教育委員会規則第6条）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「会議」を「運営委員会の会議（以下「会議」という。）」に改め、同条第4項中、「議事」の前に「運営委員会の」を加える。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

書面審議、第8条、第6条第1項及び第2項の規定に関わらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合、その他、やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2. 第6条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

附則、この規則は公布の日から施行する。

1枚めぐりまして、2ページで、新旧対照表がついておりますけれども、第6条で、今まで

は「会議」になっておりましたが、新しくは今度第6条「運営委員会の会議」ということになっております。

「運営委員会の」をつけさせていただいた理由といたしましては、どういった会議かと明確にするという意味がありまして、「運営委員会の」を入れさせていただきました。

それと同じように、第4項で、旧は「議事」になっておりますが、新しく第4項では「運営委員会の議事は」ということで、「運営委員会の」を入れさせていただきました。これも同じように、何の議事かということがはっきり分からないということで、明確にするために「運営委員会の」を入れさせていただきましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この案件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終了します。

議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

議案第16号 大口町学校給食献立委員会規程の一部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第16号 大口町学校給食献立委員会規程の一部改正について。事務局、お願いします。

センター長。

○江口学校給食センター主幹兼所長 では、議案第16号を給食センターのほうから説明させていただきます。

議案第16号 大口町学校給食献立委員会規程の一部改正について。

大口町学校給食センター献立委員会規程を別紙のように定めるものとする。令和2年12月23日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、審議会等の会議において、書面審議に関する規定を整備することに伴い、この規程の一部を改正するため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、1ページ目ですけれども、大口町学校給食献立委員会規程の一部を改正する規程。

大口町学校給食献立委員会規程（平成9年大口町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

書面審議、第7条、前項の規定に関わらず、所長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合、その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し、審議することをもって会議に代えることができる。

附則、この規程は告示の日から施行する。

続きまして、3ページを見ていただきますと、大口町学校給食献立委員会の規程の一部改正の新旧対照表がついておりますので、また御覧になっていただきたいと思います。

これは、先ほども御説明しましたように、コロナ感染防止のほうで、会議等を開催することが難しい場合に、会議による協議や審議が必要などにおいて、書面による会議を行うことができるように規程を設けたものでありますので、お願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終了します。

議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

議案第17号 大口町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

○長屋教育長 続きまして、議案第17号 大口町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について。事務局、お願いします。

○廣瀬図書館主任 では、大口町立図書館から御説明をさせていただきます。

議案第17号 大口町立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について。

大口町立図書館の管理運営に関する規則を別紙のように定めるものとする。令和2年12月23日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、審議会等の会議において、書面審議に関する規定を整備することに伴い、この規則の一部を改正するため、必要があるからである。

はねていただきまして、1ページを御覧ください。

大口町立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

大口町立図書館の管理運営に関する規則（平成6年大口町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

書面審議、第3条の2、前条第1項の規定に関わらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合、その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2. 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

1枚はねていただきまして、新旧対照表がございますけれども、ほかのところと一緒に、新型コロナウイルスに関する図書館協議会の開催についてのものでございます。

第3条の2のところですね、下線部分の書面審議を加えるということでございます。

説明としては以上になります。

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

（挙手する者なし）

○長屋教育長 質疑を終了します。

議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

○鈴木委員 今、13号から17号までの質疑が、このコロナ禍の現状における書面審議でのという内容だったんですけれども、ネットでの会議になる場合もあつたりするのでしょうか。

もしくは、今までのコロナになってから、ネットで会議をされたりしたことはあるのでしょうか。

○長屋教育長 今まで第13号から第17号までのところ、書面審議ということで回付という形で進めるということの採決をしたわけですが、ネットで今後やることはあるのかということですが。

事務局。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 福祉系のほうで、ネットで会議をやった実績はあるはずで。ネットの場合ですと、会議そのものは開催をしていて、その場に人が一緒にいるわけではないということなんで、書面とは少し扱いが違って、特に何かしら定めないとやれないということではないかなということで、今運用をしていると。

今回は書面ということですので、会議そのものを開かないわけですよね。そういったことで書面について定義をするということですので、今後、ネットで会議をする場合において、何らか不都合があれば、条例や規則等で定めなければならないとは思いますが、それは今のところ現状のままで運用できるかなというふうに考えております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

議案第18号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○長屋教育長 続きまして、議案第18号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 議案第18号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。令和2年12月23日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため、必要があるからである。

1枚はねていただきますと、後援名義の使用許可申請書でございます。

申請者、日本トレーニング推進協会。事業名、体幹・駆けっこ教室。目的、駆けっこを通して走り方や体の動かし方を覚え、運動能力向上を目指す。事業概要、子供の運動能力向上。開催期日、2021年2月1日から12月31日までの間で6日間。開催場所はエナジーサポートアリーナ、これは犬山市の施設になります。

対象者、子供ということで、幼児から小学生で、参加予定人数は25人から50人で聞いております。

入場料のほうは500円で運用をしていくとお聞きしております。

ちょっとたくさん資料がついているんですが、3枚目に今予定しているチラシの案がございます。

今回、犬山市で開催するということで、近隣市町でも後援名義をいただきながら、募集もかけていきたいということで、今回申請をいただきました。後援名義の許可申請書のほうにあります他の後援申請予定というところで、犬山市、扶桑町とありましたので確認したところ、扶桑町、犬山市でも後援名義を取ったとお聞きをしております。

簡単ですが、以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、この案件につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質疑を終了します。

議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。

◎日程第4 報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4に入ります。

報告事項ということで、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 陳情についてであります。

本日、お配りしました資料の確認をお願いします。

11月2日、11月16日、12月22日ということで、3つの陳情書の提出がございました。

資料にもつけておりますが、その後ろで教育委員会の会議規則で、資料として今回つけさせていただきましたが、参考資料の会議規則第20条ですので、4ページ目、2枚目の裏ですが、請願及び陳情ということで、第20条において、教育委員会に対して請願、陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができるというふうに定められております。

今回、陳情を3件提出いただいたんですが、今少し調べましたところ、教育委員会でこういった陳情の提出という事例がなく、今経験がない状態であります。ここにも記載されているんですが、実際の会議の中でどのようにしていくのかとか、具体的なところとか、私どもが受付した後はどう取扱いしていくかというのがまだしっかり定まっていないものですから、県の対応方法などはホームページを見ると少し詳細に記載してありますので、そういったものを参考にしていきながら、今後対応していきたいと考えております。

本日は、こういった陳情提出があったということで、まず御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○長屋教育長 報告事項ということで、よろしく願いいたします。

◎日程第5 連絡事項

○長屋教育長 続きまして、日程第5、連絡事項に入ります。

初めに、令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定につきまして、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 資料のほうを御確認ください。

3名の追加がございました。

南小学校で2名、北小学校で1名の減がございました。あと、西小学校で1名、減がございまして、大口中学校で、1名減になっております。

全体としましても、3名増の3名減でしたので、総合を取ったら人数としては変わっておりませんが、今回3名追加ということでお願いをします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、この案件。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 続きまして、(2)小中学校卒業式出席者一覧表について、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 令和2年度小学校・中学校卒業式予定表という資料を御確認ください。

中学校ですが、卒業式、3月3日午前9時集合ということで、来賓が大口町長、長屋教育長、あと水谷職務代理者、丹羽委員、鈴木委員、舟橋委員という予定をしております。

あと小学校でございます。

令和3年3月19日卒業式を予定しておりまして、午前9時集合の予定であります。

南小学校、天野総務部長が祝辞と、鈴木委員が告辞と、あと丹羽委員でございます。

あと北小学校、掛布健康福祉部長の祝辞、長屋教育長で告辞、舟橋委員と。

あと西小学校が、鈴木町長祝辞、水谷職務代理者告辞、社本部長という形で一応出席の予定を考えております。

ただし、来賓等の予定についてはまた近くなり、分かり次第御連絡をしたいと思いますが、一応割り振りとしてはこういう形でいきたいと思っておりますので、まずもってよろしく願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 続きまして、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、お願いします。

○兼松学校教育課長補佐 後援名義使用許可の報告についてという資料で御確認をお願いします。

使用許可1件でございます。

愛知江南大学、許可年月日、令和2年12月15日。事業名、令和3年前期オープンカレッジというふうで1件ございました。

以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件、よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、各課からの連絡ということで、順次お願いします。

学校教育課。

○社本生涯教育部長兼学校教育課長 学校教育課のほうから報告させていただきます。

まずお手元の資料、大口町教育支援委員会という資料を御覧ください。

11月27日に開催をいたしました。

名簿がつけてございます。

審議結果ですけれど、最終的に小学校、中学校、それから特別支援学校の転学予定者ということで、審議結果を記しています。

来年、ちょっと資料のつくりを変えさせていただこうと思っておりますけれど、保護者の方の希望、希望があって審議結果があって、それで結果という形で、来年つくり替えさせていただきますので、すみません。

来年は、そういった形で資料のつくり直しをしますので、またよろしく願いいたします。

続きまして、学校関係の工事ですけれど、北小学校の特別支援教室の間仕切りをつくって、通常学級を増やすということで計画をしております。その工事に入っております。

それから、大口中学校の校舎のところで、出入口のところで少し雨が入りやすくなっておりまして、その辺りの排水対策。それから、プロジェクターの更新を順次行ってきておりましたけれど、今年最終年度ということで、工事に入っております。

あとは、先ほど教育長の最初の挨拶でありましたG I G Aスクール関係、ネット環境の工事は順調に進んでおりまして、あとタブレットにつきましても、3月末の納品に向けて進めているところです。

学校教育課からは以上です。

○長屋教育長 給食センター。

○江口学校給食センター主幹兼所長 給食センターからの連絡ですけれども、1月25日月曜日の給食のひきずりの鶏肉は、愛知県畜産課から無償提供される名古屋コーチンの肉を使用する予定にしております。

それから、前回ちょっとお話ししたかと思いますが、12月15日にニジマスの甘露煮を愛知県の水産課のほうから無償で頂きまして、給食に提供させていただいたんですが、本当に大きさが20センチぐらいと大きくて味もいいということで評判がよかったんですが、甘露煮ということで、頭と尻尾がついておりまして、児童・生徒の中には頭に当然目や口がついておるんですが、それが怖くて食べられないという子がかなり見えたということで、そういった頭とか尻

尾がついたのは切り身にしたほうがいいんじゃないかというお話が献立委員会でも出るんですけども、やはり小学生のお子さんの中には、海の中に魚が切り身で泳いでおると本当に思ってみえる子が見えるそうなので、栄養教諭の先生といたしましても、年に2回から3回は甘露煮とか塩焼きを、頭から尻尾がついて、魚はこういうものだよというのを教えたいということで、来年度以降も年に二、三回、頭と尻尾がついた魚を出していきたいということでした。

それとあと、ここにはありませんけれども、今食物アレルギーがいろいろと問題になっておりまして、大口町としてはまだ手引をきちっと整理しておりませんので、今、教育委員会とも協議をいたしまして、順次今年度中に何とか食物アレルギーの手引をつくりたいと思ひまして、今、ちょっと案はつくっておるんですけども、これから1月から3月、今年度中に関係の養護教諭の先生とか栄養教諭の先生、担任の先生などを入れて準備を進めていって、食物アレルギーに対して万全の体制を取っていきたく思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

○丹羽生涯学習課長 生涯学習課から、手元の資料に記載はございませんが、2点ほど1月の予定を説明させていただきます。

まず成人の集いですが、前々回の10月の定例会で触れさせていただきましたが、1月10日日曜日に午前10時から開始と。

内容につきましては、かなりスリムにした形で、およそ40分ほどで感染対策を施した上で進めております。なお、教育委員会関係の来賓については教育長のみということで進めております。

それから、2つ目でございます。

歴史民俗資料館関係ですが、ミニ企画展、先月なりわいを支える道具たちということで御紹介をさせていただきましたが、1月17日日曜日に終了ということでございます。説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

図書館。

○廣瀬図書館主任 既に周知はしてありますけれども、図書館の年末年始の休館及び貸出期間、冊数の変更についてお伝えをさせていただきます。

年末年始の休館は、12月28日月曜日から1月4日月曜日までとなります。

長期にわたる休館ということになりまして、このために貸出冊数と期間の変更、もう既に実施でございますけれども、本のみ通常の10冊という貸出冊数が15冊に変更になっておりますので、御承知おきください。

図書館からは以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

続きまして、町史編さん室。

○木浪町史編さん室次長 先月も申したとおりでございますが、写真、グラフ、コラム等を入れた原稿案を今作成中でございます。委員会にかけて意見をいただいて修正をしていくということの繰り返しをしながら年度内に全て仕上げていくと。草案ではございますが、そうやって仕上げていくということで、今進めております。

12月につきましては、12日に開催をして意見をいただき、またこれを修正しております。

1月は16日に開催をする予定をしております。

最終的には、令和4年3月に刊行するというような予定で進めておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

今、各課からの連絡事項がありましたけれども、何か御質問ございますか。

○水谷教育長職務代理者 生涯学習課のほうでお願いします。

成人の集いなんですけど、来賓は教育長先生のみというお話なんですけど、恩師の先生方も出席はなしということでよろしいでしょうか。

○丹羽生涯学習課長 基本的に出席はなしなんですけど、実は事前にビデオレターを編集しておりました、これをつい最近までは式典の中で、みんなそろったところで流す予定をしておったんですけど、昨今のこの状況からすると、それをやると1時間を超えてしまう内容なものですから、恩師からのメッセージというのは、9時半から10時の間の開始までの間に集会室のロビーの辺で、密集にならないように速やかに中に入って静かに恩師のビデオレターを見ていただくという方向で進めてございます。

○水谷教育長職務代理者 ありがとうございます。

○長屋教育長 よろしいですか。

ほか、別件でよろしいですか。

(挙手する者なし)

◎日程第6 その他

○長屋教育長 それでは、ないようですので、日程第6ということで、その他。

事務局、何かありますか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 委員の皆さんのほうから何かありましたら。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、以上をもちまして提出されました案件等、全て終了しましたので、これをもちまして12月定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時17分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員